

雇用契約書をチェック! 有期労働契約

1 有期労働契約締結について

労働基準法では、「使用者は労働契約を締結する際には、労働者に労働条件を明示しなければならない」と明示されております。一般的には雇用契約書や労働条件通知書という名称で採用時や契約社員等の再雇用時に使用されていると思います。有期労働契約を締結する場合には、以下の点について注意してください。

- 契約締結時にその契約の更新の有無を明示しなければなりません。
更新の有無の明示については、自動的に更新する場合、更新する場合があります、契約の更新はしないといった文言を雇用契約書等に入れる必要があります。
- 使用者が、有期労働契約を更新する場合があると明示したときは、労働者に対して、契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示しなければなりません。
明示すべき「判断の基準」の具体的な内容については、例えば契約期間の満了時の業務量により判断する、労働者の勤務成績、態度により判断する、労働者の能力により判断する、会社の経営状況により判断する、従事している業務の進捗状況により判断するといった文言を雇用契約書等に入れる必要があります。
- 使用者は、有期労働契約の締結後変更する場合には、労働者に対して、速やかにその内容を明示しなければなりません。
有期労働契約締結後になりますが、以下の点に注意してください。

使用者は、労働契約時に、その契約を更新する旨明示していた有期労働契約（締結している労働者を1年以上継続して雇用している場合に限り）を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに、その予告をしなければなりません。

2 労働契約期間について

労働契約の1回の期間の上限は原則として3年になっております。ただし、一部例外があり高度の専門的知識等を有する労働者との契約の上限は5年になっております。

3 無期労働契約への転換について

労働契約法では、平成25年4月1日より無期労働契約への転換を定めております。有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合には労働者の申込みにより無期労働契約に転換しなければなりません。ただし、平成27年4月1日より定年後に有期契約で継続雇用される高齢者等については一部特例が設けられます。

最後に使用者側の観点から見て後日のトラブルを防止する為には以下の点に留意していただきたいと思っております。

- ①口頭で無く必ず書面にて行うこと
- ②労働者側に説明を行った上労働者の同意の署名をもらうこと
- ③労働条件が変更になった場合書面にて変更事項を確認すること

お話を伺ったのは…

なかむら経営労務管理事務所
社会保険労務士 中村 浩二 氏

豊田市広久手町2-1-3-403
TEL:0565-50-5355 FAX:0565-77-4891



自社の雇用契約書等には、必要事項が明記されていますか？
今一度確認してみましょう。
当所主催の労務相談もご活用ください。(要予約)

平成26年度補正予算 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の
創意工夫を凝らした
販路開拓を支援

■ 公募スケジュール(予定)

1次受付	2月下旬 公募開始	→	3月19日(木) 窓口受付締切	→	5月中下旬 決定・発表
2次受付		→	5月12日(火) 窓口受付締切	→	7月中下旬 決定・発表

経営計画に基づいて実施する
販路開拓等の取り組みに対して
50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

- ※①雇用を増加させる、②従業員の処遇改善、③買い物弱者対策(移動販売)
①～③の取り組みについては100万円が上限となります
- ※複数の小規模事業者が連携した共同事業については500万円が上限となります

■ 対象となる取り組み例はコチラ

これらの取り組みに必要とされる広報費、店舗改装費、展示会等出展費などが補助対象経費となります

I 広告宣伝

- チラシの作成・配布、
ウェブサイトの作成・改良 等

事例

- 新聞一面広告掲載
- ホームページの
見直し



II 集客力を高めるための店舗改装

- 店舗のユニバーサルデザイン化、
陳列・レイアウトの改善 等

事例

- 看板のリニューアル
- 目立つ外観の塗装



III 商談会・展示会への出展

- 新たな販路を求め、
国内外の展示会へ出展

事例

- PRのための
「とよた産業フェスタ」出展

経営計画の策定や
補助金の申請、
実際の販路開拓の
取り組みを実施する際に、
豊田商工会議所が
親身になって支援します

お問合せ ▶ 豊田商工会議所 中小企業相談所 TEL:0565-32-4593